

高齢者暮らしの安心事業の実施

1. 目的

市で火災予防条例により平成 23 年 5 月 31 日までに義務付けている既存住宅への火災警報器の設置の促進を図るとともに、高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、高齢者世帯に住宅用火災警報器を無償で給付（設置）することにより住宅火災による死傷者数の低減を図ることを目的とする。

2. 事業概要

- 1) 給付期日 平成 21 年 3 月 31 日まで
- 2) 対象世帯 市内の 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者世帯
(約 3,500 世帯)
- 3) 給付個数 各世帯 警報器（煙感知式）2 個（寝室と台所に設置）
- 4) 給付方法 民生委員及び消防団員等の協力を得て、各世帯を巡回して取り付ける

3. その他

- 1) 住宅用火災警報器設置経過
新築住宅は平成 18 年 6 月 1 日から適用
既存住宅は平成 23 年 6 月 1 日から義務化
- 2) 給付警報器
日本検定協会の鑑定マークが表示されているもので、電池寿命は 10 年

<担当 花巻市消防本部 消防課 22-6123 >